令和７年２月２１日開会

総　務　消　防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

～～～～～～～～～～～～～

日　　程

日　　時　　令和７年２月２１日（金）
　　組合議会定例会休憩中
場　　所　　米子市淀江支所　議場

１　開　　会
２　審査事項
　議案第３号　　鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について
　議案第４号　　鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
３　閉　　会

～～～～～～～～～～～～～

出　席　者　（８名）

委員長	山路　有	副委員長	中田　利幸
委　員	戸田　隆次	委　員	岡田　啓介
委　員	永井　章	委　員	米本　隆記
委　員	中原　信男	委　員	三好　晋也

～～～～～～～～～～～～～

欠　席　者　（０名）

～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

事務局長	三上　洋	消防局長	安達　憲吾
消防局次長兼総務課長	岩田　幸博	消防局予防課長	後藤　典明
消防局警防課長	吉木　和宏	消防局指令課長	生田圭一郎
消防局主査兼警防課消防第二担当課長補佐	藤友　真人	消防局警防課救急室長兼救急企画担当室長補佐	田代　裕一
事務局総務課長補佐兼人事給与担当課長補佐	橋本　雅美	消防局総務課長補佐兼庶務担当課長補佐	武良　哲也

事務局総務課入札財政担当課長補佐	三原　　剛	事務局総務課企画情報担当課長補佐	前畑　昇吾
消防局総務課経理担当課長補佐	髙田　一広		

～～～～～～～～～～～

議　会　担　当　職　員

書 記 長　　瀬尻かおり　　書　　記　　堀尾　周作

～～～～～～～～～～～

１　開　　会

（午後１時１３分）

○山路委員長　ただいまより、総務消防常任委員会を開催いたします。

～～～～～～～～～～～

２　審　査　事　項

○山路委員長　それでは、日程２、審査事項に入りたいと思います。

先ほど、本会議から付託された議案２件について審査をいたします。

なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。

それでは、議案第３号、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。前畑事務局総務課企画情報担当課長補佐。

○前畑事務局総務課企画情報担当課長補佐　そういたしますと、説明につきましては、令和７年２月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案概要を基に行わせていただきますので、御覧いただけますでしょうか。

本件につきましては、先月１月３０日に開催されました総務消防常任委員会におきまして御審議いただいた内容のものでございまして、今回の２月議会にて、条例の改正案を上程させていただくことを御説明させていただいたものでございます。

内容につきましては、前回御審議いただいたものから変更はございませんで、市町村負担金の納期と納期の間に発生します資金不足に対しまして、退職積立基金からの一時借入による対応を繰り返しておりまして、これを改善し、組合資金の安定的な確保を図るために、現状、年４期の分賦金の納期を６期にしようとするものでございます。変更の後の納期は資料に記載しているとおりでございます。

また、あわせて条文の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては令和７年４月１日としておりまして、令和７年度から分賦金の納期を６期とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山路委員長　当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長　別にないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長　別にないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第３号、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長　御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第４号、鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。前畑事務局総務課企画情報担当課長補佐。

○前畑事務局総務課企画情報担当課長補佐　そういたしますと、引き続き議案概要で御説明をさせていただきます。１ページ目の下段から２ページ目にかけての部分でございます。

まず、消防表彰条例と火葬場条例を併せて改正しまして、総務消防常任委員会において御審議いただくことになりました経緯でございますが、いずれの条例につきましても、刑法の改正に伴って改正が必要になったものでございまして、政策的な判断を要するものでもなく、業務の内容を変更するものでもございませんので、法制事務を担当しております事務局総務課におきまして、一括して改正する条例を整えておりますので、１件の議案として総務消防常任委員会にお諮りするものでございます。

改正の概要でございますが、刑法が一部改正されまして、本年６月１日から懲役及び禁錮が廃止されまして拘禁刑が創設されることに伴いまして、本組合の条例が適用される刑の種類を改めるほか、所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、現在、消防表彰条例と火葬場条例におきまして、禁錮以上の刑に処せられた場合の規定がございますので、そちらの刑の種類を禁錮以上から拘禁刑以上に改めるものでございます。

２ページ目でございますが、具体的には、消防表彰条例では消防功労賞などの

き章の返納に関する規定、また、火葬場条例では指定管理者としての欠格事項に関する規定を設けてございますので、こちらの刑の種類を改めるものでございます。また、必要な経過措置を定めまして、条文の表現の適正化のための整備も行うものでございます。

施行期日でございますが、刑法の改正に伴うものにつきましては令和７年６月１日、条文の整理などを行うものにつきましては公布の日としております。また、関係法令としまして、下に記載しているとおりでございます。

説明は以上でございます。

○山路委員長　当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長　別にないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長　別にないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第４号、鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○山路委員長　御異議なしと認めます。

よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

～～～～～～～～～～～～

３　閉　　会

○山路委員長　以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

（午後１時２１分　閉会）

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務消防常任委員長　　山　路　　有